

写

令和7年8月29日

美浜町長 戸嶋 秀樹 様

美浜町特別職報酬等審議会

会 長 濱野 健治

美浜町議会議員の報酬の額について（答申）

令和7年2月7日付 美総乙第25号で美浜町長から諮問のあった
美浜町議会議員の報酬の額について、別紙のとおり答申します。

答 申 書

美浜町特別職報酬等審議会に対して諮問された美浜町議会議員報酬の改定については、次のとおり答申する。

1 諮問事項及び答申結果

(1) 美浜町議会議員の報酬の額について

職名	現行	諮問内容		答申結果		
		改定案	改定率	報酬月額	改定率	年間支給総額 (参考)
議 長	300,000 円	520,200 円	73.40%	<u>373,000 円</u>	<u>24.33%</u>	<u>5,955,878 円</u>
副 議 長	245,000 円	420,750 円	71.73%	<u>302,000 円</u>	<u>23.27%</u>	<u>4,822,185 円</u>
議 員	235,000 円	382,500 円	62.77%	<u>274,000 円</u>	<u>16.60%</u>	<u>4,375,095 円</u>
常 任 委 員 長	235,000 円	393,975 円	67.65%	<u>283,000 円</u>	<u>20.43%</u>	<u>4,518,803 円</u>
議会運営委員長	235,000 円	393,975 円	67.65%	<u>283,000 円</u>	<u>20.43%</u>	<u>4,518,803 円</u>

※期末手当支給割合を現行の 4.6 月分から常勤特別職相当 (3.45 月分) に合わせることを前提とした額とする。

(2) 改定の時期について

令和 8 年 3 月 1 5 日から適用することが適当であると考える。

2 審議会開催状況

第 1 回審議会	令和 7 年 2 月 7 日
第 2 回審議会	令和 7 年 2 月 2 6 日
第 3 回審議会	令和 7 年 5 月 2 0 日
第 4 回審議会	令和 7 年 6 月 2 0 日
第 5 回審議会	令和 7 年 8 月 7 日

3 審議の経過及び内容

当審議会は、令和 6 年 1 2 月 1 9 日付けの決議書「議員報酬改定検討報告書を町長（報酬審議会）に提出する決議」に基づき町長に提出された「議員報酬改定検討報告書（以下「検討報告書」という。）」について、令和 7 年 2 月 7 日付けで町長からの諮問を受けた。

当審議会では、検討報告書について以下の点で更なる調査の必要性があると判断し、調査を行うとともに、その調査結果を以て審議を進めていく方針とした。

- 検討報告書にて示された報酬月額の算出方法並びにその算出基礎となった議員及び首長の活動時間及び活動内容
- 議員報酬の年間支給総額も含めた同規模自治体・近隣自治体との比較

上記方針に基づき、町議会及び有識者からの意見聴取、第3者による検討報告書の検証、住民アンケートの実施、社会情勢の推移、近隣・同規模自治体との比較、町の財政状況の把握等、様々な角度から慎重に検討し、諮問のあった議員報酬の額について審議を行った。

(1) 町議会からの意見聴取

第2回審議会において、検討報告書に係る町議会からの意見聴取を実施した。

町議会から川畑議長、崎元議員、河本議員に出席いただき、検討報告書に関する内容説明及び報酬改定に係る意見（賛成・反対）を聴取した。

(2) 有識者からの意見聴取

同じく第2回審議会では、地方政治論の専門家である大正大学地域創生学部公共政策学科教授の江藤俊昭氏をオブザーバーとしてお招きした。

江藤教授は、町議会が提示する改定報酬月額の算出方式である「原価方式」を提唱する全国町村議会議長会の報告書「議員報酬・政務活動費の充実に向けた論点と手続き」を取りまとめられた方である。

江藤教授には、本町を取り巻く状況や検討報告書の内容を踏まえ、議員のなり手不足や活動内容を踏まえた原価方式の考え方等についての講義をいただくとともに、委員との意見交換も行っていただいた。

江藤教授からは、以下のような意見をいただいた。

- ①「活動内容を踏まえた原価方式」では、住民に対する活動内容の提示が重要。
- ②検討報告書を見ても、活動内容や成果について住民にどのような説明がなされているかが見えてこない。住民の理解と信頼を前提に議論をしていく必要がある。
- ③報酬の増額は、議員のなり手不足解消の一つの要素ではあるが、議会の取組や幅広い協働により魅力ある議会を創り出すことこそが重要である。住民の理解を伴わない議員報酬増額はかえって悪循環を生む。
- ④審議会では、議員報酬と併せて政務活動費に関する議論もしていただきたい。
- ⑤政務活動費の導入にあたっては、透明性の確保が大原則。議員は、その活動によってどのような成果が得られたかを報告書等で示す必要がある。

(3) 議員報酬改定検討報告書の検証

検討報告書では、令和4年1月の美浜町特別職報酬等審議会の答申を再検証するとともに、全国町村議会議長会が提唱する「原価方式」の考え方に基づく議員活動量調査の結果を踏まえて報酬額を導出している。

当審議会では、検討報告書の検証を行うべく、笹岡峻弁護士（紀尾井町法律事務所・元全国町村会法務支援室室長）に調査を依頼して「活動原価方式による議員報酬調査報告書（以下「調査報告書」という。）」を取りまとめた。

調査報告書は、議員活動量調査結果に関するヒアリング（議員・町長）等を踏まえたものであり、調査結果の概要は、以下に示すとおりである。

【調査結果概要】

- ①調査報告書は、議会から提出された検討報告書及び全国町村議会議長会が示す活動内容を踏まえた原価方式（令和４年モデル）（以下「令和４年モデル」という。）の考え方を踏まえ、議員活動量に基づいた報酬額の在り方について調査し、報酬額の試算を行ったものである。
- ②ヒアリングを実施したところ、以下の事実が判明した。
- ア 役職者と非役職者の活動時間の区別がされていない。
 - イ 活動時間として計上すべき時間について、各議員において考え方の相違がある。
 - ウ 検討報告書と令和４年モデルにおける活動時間の定義・算定方法に相違がある。
 - エ 議会が採用している町長の標準的な執務時間と実際の美浜町長の執務時間に相違がある。
- ③②に記載の事実を考慮し、議員活動量調査結果で示された活動時間から役職者を除外した上で、各議員の活動時間の中央値及び実際の町長の執務時間を用いて、議員報酬の算定を行う。
- ④③に基づく議員報酬の算定結果は、以下に示すとおりである。

《算定式》

$$(\text{A} \text{ 議会・議員活動量} / \text{B} \text{ 首長の活動量}) \times \text{C} \text{ 首長給料} = \text{D} \text{ 議員報酬}$$

《算定に用いた数値》

$$\text{A} = 850 \text{ 時間} \quad \text{B} = 2910 \text{ 時間} 55 \text{ 分} \quad \text{C} = 850,000 \text{ 円}$$

《算定結果》

$$(\text{A} / \text{B}) \times \text{C} = \text{D} 248,204 \text{ 円}$$

- ⑤④で算定した議員報酬月額、現行の議員報酬額を13,204円上回る水準である一方、議会の提示した改定報酬月額を134,296円下回るものとなる。
- ⑥調査報告書では、結びとして以下のように述べられている。
- ア 議員活動量調査にあたっては、調査方法の改善や活動時間の立証の点について改めて検討する必要がある。
 - イ 客観的な記録のある議会時間を出発点として、調査や質問検討時間等の議会活動にどの程度の時間を要しているのか、標準的な時間を調査研究する必要がある。
 - ウ 住民の福祉増進のためには、議員がその役割を十分に果たせるよう適正な報酬が支払われることは不可欠であり、そのためには、議会自身が主体的に議論を深めつつ、客観的な活動記録や明確な基準に基づいた活動時間を執行部に示し、双方における共通認識を高めていくことが極めて重要である。
 - エ 住民への説明責任を果たすため、単に数値だけでなく、具体的な活動内容を示す努力も一層求められる。

(4) 美浜町議会議員の報酬等に関するアンケート調査の実施

審議会では、議会がこれまで取り組んできた「議会改革」の成果として町民の方にどれだけ議会・議員活動が周知されているのかという観点から、「美浜町議会議員の報酬等に関するアンケート調査（以下「アンケート」という。）」を実施した。アンケートの概要は、以下に示すとおりである。

【調査概要】

項目	住民アンケート調査
調 査 対 象 者	町内在住の 18 歳以上の方（無作為抽出）
調 査 期 間	令和 7 年 4 月 1 4 日（月）～令和 7 年 4 月 2 7 日（日）
調 査 方 法	郵送又はWEBアンケートによる調査
配 布 数	1, 0 0 0 件
有 効 回 収 数	4 7 7 件（郵送 363 件、WEB 114 件）
有 効 回 収 率	4 7 . 7 %

年代別 回収率	10 代	20 代	30 代	40 代	50 代	60 代	70 代	80 歳 以上	計
配布数 (人)	18	90	113	128	129	162	208	152	1000
回収数 (人)	2	28	46	55	55	92	123	72	477 (※)
回収率	11. 11%	31. 11%	40. 71%	42. 97%	42. 64%	56. 79%	59. 13%	47. 37%	47. 70% (※)

※総回収数・総回収率には、年代未回答分(4 件)を含む。

【アンケートの設問内容】

- | | |
|---------------|-----|
| ①回答者の属性に関する質問 | 3 問 |
| ②議会改革に関する質問 | 8 問 |
| ③議員報酬等に関する質問 | 4 問 |
| ④議員定数に関する質問 | 3 問 |
| ⑤その他議会に関する質問 | 3 問 |

【アンケート結果】

詳細は、(別添) 美浜町議会議員の報酬等に関するアンケート調査結果報告書のとおり。

アンケート結果の要約は、以下に示すとおりである。

項目	結果要約
議会改革の取組について	・「わからない」「不十分」が約8割。 ・どのような改革が行われているか、住民に認知されていない。
議員のなり手不足の原因について	・「議員の仕事に魅力がない」が25%で最も高い。 ・次いで「仕事との両立が難しい」が23%。 ・「報酬が低い」が7%で最も低い。 ・報酬額が、なり手不足の大きな要因とは考えられていない。
議員報酬等の額について	・「300万円以下」が12% ・「350万円～450万円程度」が43%。 ・「500万円～650万円程度」が18%。 ・400万円前後が適正と考える方が多い。
議員定数について	・「減らすべき」が50%。 ・「現状維持」が31%。 ・適正人数は「12人」が54%、「13人」「10人」が14%。
町議会・議員に期待することについて	・「住民の声を町政に反映させる活動」が28%で最も高い。 ・次いで「町や町民の利益となる政策提言」が23%。 ・幅広い世代の声を聴き、より良い町にしていくための働きを期待されている。
町議会・議員の活動について	・「分からない」が44%。 ・「不満」「少し不満」が41%。 ・「満足」「ある程度満足」が15%。 ・町議会・議員の働きが住民に十分認知されておらず、どのような活動をしているか分からないという意見が非常に多い。

(5) 社会情勢等の分析・検証

審議会では、上記に加えて社会情勢の推移、近隣・同規模自治体との比較、町の財政状況等についても分析・検証を行った。

①社会情勢の推移

項 目	変動の状況 (令和2年を100としたとき)	備 考
消費者物価指数	9.5ポイント増	消費者物価指数 (総務省統計局)
平均賃金 (名目賃金指数)	0.1ポイント増	福井県毎月勤労統計調査 (福井県統計調査課)
平均賃金 (実質賃金指数)	8.2ポイント減	

【分析】

- ・消費者物価指数は、年々上昇傾向にある。特に直近3カ年については急激な上昇傾向（前年度比平均3%程度）が見て取れる。
- ・名目賃金指数は、年により多少の増減はあるが、概ね横ばいで推移している。
- ・実質賃金指数は、令和2年頃まで概ね横ばい傾向にあったが、近年の物価上昇に伴い、直近3カ年については急激な下落傾向（前年度比平均△4%程度）が見て取れる。
- ・上記より、近年の継続的なモノやサービスの価格上昇に賃金の上昇が追いついていないということが分かる。

②近隣自治体（福井県内の町）との比較

自治体名	人口 (人)	議員報酬額 (円)	議員定数 (人)	住民一人当 たりの報酬 月額(円)	期末手当 支給率 (月分)	年間支給額 報酬+期末手当 (円)
池田町	2,216	255,000	8	952.17	3.2	3,998,400
おおい町	7,699	286,000	13	497.21	3.45	4,566,705
美浜町	8,749	235,000	14	384.62	4.6	4,063,150
高浜町	9,603	235,000	14	350.41	3.25	3,698,313
南越前町	9,538	226,000	12	294.82	3.4	3,595,660
若狭町	13,475	235,000	14	249.72	3.0	3,630,750
永平寺町	17,732	220,000	14	178.21	3.65	3,563,450
越前町	19,812	240,000	14	174.14	3.1	3,735,600

※第70回町村議会実態調査（令和6年7月1日現在）より引用。
 ※住民一人当たりの報酬月額が多い順に整列。
 ※年間支給額は、報酬12月分+期末手当（報酬月額×支給率×加算率（1.15））で算出。

【分析】

- ・美浜町は、住民一人当たりの報酬月額に換算すると県内の町で3番目に高く、期末手当を含めた年間支給額は県内の町で2番目に高い額となっている。
- ・1位の池田町は、人口の少なさから住民一人当たりの額が高くなっている。

- ・2位のおおい町は、令和5年に報酬増額の発委が可決されており、報酬額としては県内の町において一番高い額となっている。

③人口同規模自治体（人口8,000人以上10,000以下の町村）との比較

自治体名	人口（人）	議員報酬額（円）	議員定数（人）	住民一人当たりの報酬月額（円）
青森県六ヶ所村	9,689	252,000	16	420.89
奈良県川西町	8,005	260,000	12	401.00
福井県美浜町	8,749	235,000	14	384.62
大阪府能勢町	9,029	280,000	12	383.21
大分県九重町	8,390	250,000	12	364.84
青森県三戸町	8,912	226,000	14	363.22
鹿児島県徳之島町	9,934	217,000	16	357.96
福岡県糸田町	8,315	241,000	12	356.95
全国平均 （全69町村）	9,030	218,806	12	299.83
※第70回町村議会実態調査（令和6年7月1日現在）より引用。 ※住民一人当たりの報酬月額上位8町村を抜粋し、多い順に整列。				

【分析】

- ・住民一人当たりの報酬月額に換算すると、美浜町は、全国の人口同規模町村の中で3番目に高い額となっている。
- ・全国の人口同規模町村の平均と比較すると、議員報酬額は16,194円、議員定数は2人、住民一人当たりの報酬月額は84.79円多くなっている。

④町の財政状況の見通し

町の財政状況の見通しや町財政に占める議会費等について分析すると、次のような点が挙げられる。

- ア 関西電力(株)美浜発電所の安全対策工事完了に伴い、固定資産税が毎年度約3億円程度減少しており、令和15年には半減する見込みであることから、町税収入の大幅な減少が想定される。
- イ 現在不交付となっている普通交付税が、令和8年度から交付される見込みであるが、減収額の約75%しか補填されない。
- ウ ア、イ及び人口減少等に伴う町民税の減等の理由から、町の一般財源は減少の一途を辿り、中長期的な歳入の確保は非常に厳しい状況である。
- エ 議会費のほぼ全ての歳出は一般財源で賄われており、一般財源が減少すると一般財源に占める議会費の割合も必然的に増加することとなる。

⑤社会情勢等の総括

①～④を総括すると、以下のような整理となる。

- ア 近年の継続的な物価上昇に伴う実質賃金の低下が顕著である。
- イ 近隣・同規模自治体と比較して、住民一人当たりの報酬月額は高い数値とな

っている。

ウ 町の一般財源収入の見通しは厳しい状況にあり、議会費を含め、町の歳出の適正化を図っていく必要がある。

4 審議会の意見

審議会では、決議書及び検討報告書に記載の内容を踏まえ、真摯に議論を行った。議論の過程においては、上述した調査等により様々な観点から議員報酬や議会・議員活動のあり方等について考える機会があり、審議会としても認識を新たにしたところである。

議員報酬改定の議論を行う上で意見があったのは「期末手当を含めた年間支給総額で議論をすべきではないか」というものである。美浜町議会では、令和5年12月定例会において期末手当支給割合を約1.5月分引き上げる条例改正を行っており、議員報酬月額が変わっていないものの、年間の支給総額で見ると大幅増となっている。

委員からは、勤勉手当（勤務成績に応じて支給される手当）を支給される立場にない町議会議員が、自ら期末手当の支給率を国家公務員一般職の期末・勤勉手当の合計支給率と同水準に引き上げている点、期末手当を含めた年間支給総額での検討がなされていない点について、違和感を覚える声が上がっていた。

今回、議会から提出のあった検討報告書では、いわゆる「原価方式」の考え方に基づいて算定した報酬月額の改定案を提示いただいているところであるが、全国町村議長会が示す「令和4年モデル」で重要視している「住民に対する活動内容の提示」の部分で活動内容のエビデンスが不足しており、住民への説明が十分になされているかが見えてこないとの指摘があった。この指摘は、委員だけでなくオブザーバーの江藤氏、調査報告書を作成した笹岡弁護士からもあったほか、住民アンケートの結果からも読み取れるものとなっている。

町民に開かれた透明性の高い議会改革（議会の見える化）を進めるうえでは、議会・議員が普段からどのような活動を行っているのかを町民に広く知ってもらう必要がある。

例として具体的な取り組みを挙げるとすれば、集落への要望聴取や視察等を通じた集落課題の解決への積極的な関与、令和4年モデルの考え方に基づく「議会活動」「議員活動」の活動区分の明確化と公表等である。

こうした取り組みを進めていくことで、議会・議員の活動が町民に身近なものとなり、町政に興味を持つ方が増え、議会・議員の活動の評価による報酬増額、議員のなり手不足解消等の議論がより深化していくものとする。

また、今回実施した住民アンケートでは、非常に多くの意見をいただいた。議員報酬や議員定数、なり手不足等といった諸課題に対する様々な意見や提案がなされている。これは、町民の議会に対する思いを具現化したものであり、議会としても真摯に受け止めていただきたいと考える。

社会情勢等の分析では、近年の継続的な物価上昇による実質賃金の低下が見受けられることから、社会情勢に対応した報酬額の引上げの検討を要する一方、近隣・同規模自治体との比較では、住民一人当たり換算の報酬月額是全国的に見ても高水準であることが分かった。なお、この比較には、期末手当の額が含まれておらず、4. 6月分（全国平均約3. 5月分）の期末手当を含めると、より高水準の支給総額となることが想定される。また、前述のとおり町の財政状況も予断を許さない状況であり、限られた財政の中で最大の効果を挙げるため、報酬月額、期末手当、議員定数等を総合的に勘案する必要があると考える。

以上のことから、今回提案のあった報酬の引上げについては、以下の点で審議会委員全員の意見の一致をみたところであり、前述する答申結果を示したものである。

- 報酬の増額は、議員のなり手不足解消の一つの要素ではあるが、それだけで解決し得るものではないこと。
- 議員の活動内容や報酬増額に関する住民説明が不足していること。
- 原価方式の算出基礎となる議員の活動内容が不明瞭であり、算出方法についても令和4年モデルと相違があること。（算出数値が過大ではないか。）
- 原価方式の算出基礎となる首長の活動時間が、美浜町の実態と乖離していること。（算出数値が過小ではないか。）
- 上記2点を踏まえて、調査報告書で算出された報酬月額（248, 204円）を基準とすること。
- 報酬月額は、近隣・同規模自治体と比較しても高い水準にあるものの、近年の継続的な物価上昇（インフレ）等の社会情勢を考慮せざるを得ないこと。
- 国家公務員一般職の基準に基づいて行った期末手当支給率の引き上げは、首長との比較で報酬額を算出する令和4年モデルの考え方との整合性を欠いており、首長（常勤特別職）相当の支給率に合わせるべきであること。
- 検討報告書では、期末手当を含めた年間支給総額での検討がなされておらず、年間支給総額の観点を含めた答申を行うこと。
- 改定の時期は、町議会議員の任期等を踏まえ、改選後の令和8年3月15日から適用することが適当であること。

5 附帯意見

議会は、地域経営において大きな権限を持っており、「住民自治の根幹」をなすものである。

今回の議論の提起は、議会活動の条件を整備して議会を活性化する試みの一つとしてたいへん重要かつ意義があり、評価されるべきものと考ええる。

しかしながら、審議を進めていくうえで感じたのは、住民に「どのような議会を作っていくのか」「議会がどのような役割を果たしているのか」が十分に浸透しておらず、住民の理解が進んでいないということである。

今回の住民アンケートでは「議員報酬」のほか、「議員定数」に言及する意見も多

く見られた。まずは、幅広い世代の住民と相互に意見を交わす機会を設け、議会・議員活動の内容を知ってもらうとともに、報酬額や議員定数等、議会のあり方全般についてさらに議論を深めていただきたい。

議員のなり手不足という大きな課題は、単に報酬が増えれば解決するものではなく、地元を、町をより良くしたいという志を持った人を増やし、町政に関わる人の裾野を広げていく地道な取り組みが必要であると考え。今回の議論を契機として、議会のみならず町全体が共通認識を持ち、幅広い世代が議員として活躍できる議会のあり方・体制等について議論する機運を醸成していただきたい。

また、議員活動の充実を図るという観点では、政務活動費の導入も検討していただきたい。政務活動費は、全国市町村国際文化研修所（J I A M）等が主催する研修への参加や資料購入、調査研究等に充てる等、個々の議員活動をより一層充実させてくれるものであると考える。加えて、使途報告書から各議員の活動が見えるため、議員活動の透明化の一助にもなると考える。

今回の答申が、議会の活性化に寄与するとともに、より一層の住民の福祉増進と町政発展のための取組につながることを切望する。

令和7年8月29日

美浜町長 戸嶋 秀樹 様

美浜町特別職報酬等審議会

会	長	濱野	健治
会長職務代理		鳥羽	学
委	員	石丸	悦子
委	員	国川	晃
委	員	宮下	洋美